

日本科学者会議第 48 回定期大会決議

「安倍改憲」を許さず，日本国憲法の理念にもとづく日本社会を

安倍晋三首相は，日本国憲法第 9 条に自衛隊を明記する第 3 項を新設する改憲を行い，2020 年までに施行することを表明した．憲法 99 条によって「憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とされている国務大臣たる首相が，憲法記念日である 5 月 3 日に，期限を切って改憲について宣言するなど言語道断のことであり，決して許されない．

憲法改正に執念を燃やす安倍首相は，先ずは 96 条の憲法改正の手續要件の緩和をもくろんだ．しかし，これが国民の批判にあうと，集団的自衛権の行使を一部容認する閣議決定，安保法制の強行成立とあわせ「緊急事態条項」を口実にした改憲を目ざそうとした．そこに一貫しているのは，立憲主義・民主主義・平和主義の否定である．

安倍首相が明らかにした「自衛隊加憲」は，憲法に自衛隊を位置づけるにとどまらない．憲法 9 条 2 項の「戦力不保持と交戦権の否認」を空洞化させ，自衛隊の役割の広がりをも止めることができなくなり，海外派兵や（安保法制によって大穴をあけた）集団的自衛権を可能とし，「戦争する国づくり」がいつそう進むことになる．

国民の多数は日本国憲法を支持している．たとえば，今年の憲法記念日前に行われた『朝日新聞』の世論調査では，現在の憲法が「日本にとってよかった」は 89%であり，憲法を「変える必要はない」50%に対し，「変える必要がある」は 41%であった．求められているのは，憲法を改正することではなく，憲法にもとづく民主的な日本社会の創造である．

さらに憲法第 9 条の平和主義は，国際社会においても具体化すべき条項である．国連では，核兵器の使用などを禁じる「核兵器禁止条約」の原案が 5 月 22 日公表された．この目的は，非人道的影響をもたらす核使用の阻止にある．唯一の被爆国である日本は，「核兵器使用の犠牲者（ヒバクシャ）の苦難を心に留める」との表現が盛り込まれているこの条約の制定に積極的であるべきであるが，しかし，安倍政権はこの条約のための会議に参加さえしていない．この条約の下で核兵器のない世界を展望することは，日本の安全保障（平和）にも深く関わる，朝鮮半島の軍事的緊張を平和的に解決する上でも大切である．

安倍政権のもとで軍事研究推進，共謀罪法案の強行採決など科学の平和的・民主的な発展を妨害する動きが強まっている．日本国憲法は，科学の発展にとっても貴重なよりどころである．日本科学者会議は，安倍政権の日本国憲法破壊を許さず，国際的に見ても先進的な日本国憲法の諸規定が社会の隅々で実現するべく奮闘していく決意をここに表明する．